

稲敷市上下水道料金徴収等業務委託
公募型プロポーザル方式
に係る実施要領

令和6年1月15日

稲敷市土木管理部

水道課

目 次

1 趣旨	1
2 業務の目的	1
3 業務の概要	1
4 参加資格	1
5 選定方法等	2
6 スケジュール	3
7 質問書の受付及び回答	3
8 参加手続	4
9 企画(技術)提案書等の提出	4
10 プレゼンテーションについて	6
11 特定/非特定通知	6
12 特定/非特定通知に関する説明要求及び回答	6
13 契約の手続きについて	6
14 失格事項	7
15 その他	7
16 担当部署	8

稲敷市上下水道料金徴収等業務委託
公募型プロポーザル方式に係る実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、稲敷市上下水道料金徴収等業務（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関する必要な事項を定める。

2. 業務の目的

本業務は、上下水道の使用契約から検針、水道料金及び下水道使用料、農業集落排水施設使用料（以下「水道料金等」という。）の調定及び収納に係る一連の業務について、給水装置及び排水設備関連業務及び電算業務等も含めて包括的に取り扱うものである。受託者の豊富なノウハウと実績、社会的信頼性及び業務に対する積極的かつ創造的な姿勢、また、価格評価だけでなく、企画・技術提案等を活用し、上下水道使用者に対して利便性を高めることを目的とする。

3. 業務の概要

(1) 業務名

稲敷市上下水道料金徴収等業務委託

(2) 業務内容

「稲敷市上下水道料金徴収等業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり。

要求水準書に記載のない事項についても、予算の範囲内での積極的な提案を期待する。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

ただし、契約締結の翌日から令和7年3月31日までは、委託業務の準備期間とし、その期間に要する費用は受託者の負担とする。

(4) 履行場所

本業務の履行場所は、稲敷市江戸崎甲4615番地に受付窓口を置き、業務区域は稲敷市全域とする。

(5) 予算限度額(提案限度額)

403,920,000円（消費税及び地方消費税含む）を5年間総額の上限度額とする。

なお、上記は、契約金額の限度を示すものであり、本市が当該金額で契約することを確認するものではない。

4. 参加資格

(1) 参加形態は単体とする。

(2) 本業務における稲敷市での競争入札参加資格を有していること。

(3) 稲敷市契約事務等に関する規程（平成17年稲敷市告示第2号）第37条又は第38条に規

定する指名停止等の措置を受けていないこと。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 給水人口 3 万人以上の水道事業体において、水道使用契約等の受付から検針、調定、収納、及び電算業務等を含めた料金徴収に係る一連の業務を元請として過去 10 年間に 3 年以上継続して受託した業務実績を持つ者。
- (6) 業務の全部を一括して再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合には、再委託先の事業者が稲敷市契約事務等に関する規程第 37 条又は第 38 条に規定する指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- (9) 参加申込書の提出時点において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は、第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (10) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員（役員として登記又は届出されていないが実質上の経営に関与している者を含む。）をいう。）が各市町の暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等でない者及び役員等が、暴力団関係者と反社会的と非難されるべき関係を有する者でないこと。また、各市町村の暴力団排除対策措置要綱等に基づく入札参加排除措置を受けてないこと。

5. 選定方法等

(1) 選定方法

事業者の選定に当たっては、稲敷市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置して行う。

(2) 企画提案書の評価基準

提出された企画（技術）提案書及びプレゼンテーションについて、「稲敷市上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル方式に係る審査（評価）要領」にて審査を行う。

(3) 採否の通知

採否については、決定後速やかにプロポーザル参加者あてに電子メールにて通知する。

6. スケジュール

No.	内 容	実 施 日
1	参加募集の公告	令和6年1月15日(月)
2	提案書作成等に必要資料の閲覧期間	令和6年1月15日(月)～ 令和6年1月25日(木)
3	質問書の受付期間	令和6年1月15日(月)～ 令和6年1月24日(水)
4	質問に対する回答期間	令和6年1月15日(月)～ 令和6年1月25日(木)
5	参加申込書の提出期限	令和6年1月26日(金)
6	参加資格審査結果通知	令和6年2月1日(木)
7	提案書及び見積書の提出期限	令和6年2月14日(水)
8	プレゼンテーション及びヒアリングの実施案内通知	令和6年2月16日(金)
9	プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年2月21日(水)
10	選定結果の通知	令和6年3月1日(金)
11	契約手続	令和6年3月中を予定

※風水害その他災害が発生した場合、その他必要に応じて日程を変更する場合がある。

7. 質問書の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式4)に質問箇所及び内容を分かりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、タイトルは「稲敷市上下水道料金徴収等業務委託事業者選定に係る質問」とすること。

(2) 提出期間

令和6年1月15日(月)8時30分～令和6年1月24日(水)16時00分まで

(3) 提出先

稲敷市土木管理部水道課 契約担当者

E-mail : propo-inasui@city.inashiki.ibaraki.jp

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は随時とするが、令和6年1月25日(木)16時00分までにホームページへ掲載するものとする。

8. 参加手続き

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式 1)

② 企業の概要書(様式 2)

- ・従業員数とは、企業全体の従業員とする。
- ・損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書について直近 2 事業年度分を必ず添付すること。
- ・会社案内やパンフレット等を添付してもよい(任意)。

③ 企業の同種業務実績調書(様式 3)

- ・参加資格要件(5)を満たす実績を必ず記入すること。
- ・契約書の写し(契約当事者名及び双方の押印、契約件名、契約金額が確認できるもの)を必ず添付すること。

④品質マネジメントシステム、情報に関するマネジメントシステム及びプライバシーマーク等、各種マネジメントシステムを取得している場合は、その登録証の写し

※複数ある場合は、本業務に関係するものを全て提出すること。

(2) 作成方法

- ・用紙の大きさは A4 判とする。

(3) 提出場所…〒300-0504

茨城県稲敷市江戸崎甲 4615 番地

稲敷市土木管理部水道課 契約担当者

(4) 提出期間…令和 6 年 1 月 15 日(月)～令和 6 年 1 月 26 日(金) 8 時 30 分～16 時 00 分まで

(5) 提出方法…持参若しくは郵送(配達証明付書留郵便に限り、提出期限日までに必着)による。

(6) 提出部数…1 部。

(7) 参加資格確認結果

- ・参加資格確認結果については、令和 6 年 2 月 1 日(木)までに電子メールにて通知する。

(8) その他……提出後、必要に応じて実績の具体的内容を確認することがある。

9. 企画(技術)提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画(技術)提案書(様式 5)

- ・代表者印を押印の上、企画(技術)提案書の鑑表紙として提出すること。

② 企画(技術)提案書(任意様式)

- ・企画(技術)提案書は以下の内容を必ず記載するものとする。なお、評価基準や配点及び評価に関する視点等については稲敷市上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル方式審査(評価)要領を参照すること。

- ア 会社概要、財務状況（決算関係書類）、業務実績
- イ 委託業務の業務体制及び業務執行計画
- ウ 窓口業務に関する企画・技術提案
- エ データ入力業務に関する企画・技術提案
- オ 検針、調定、及び中止精算業務に関する企画・技術提案
- カ 収納業務（滞納整理）に関する企画・技術提案
- キ 電子計算機処理業務に関する企画・技術提案
- ク 給排水装置工事に関する業務
- ケ 個人情報保護に関する企画・技術提案
- コ 防災、災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画・技術提案
- サ その他料金徴収業務に係る上下水道利用者サービス向上のための企画・技術提案
- シ 見積金額

・企画(技術)提案書は、「業務委託要求水準書」に基づき、実施方針、実施手順及び実施内容について、具体的に提案すること。また、図表及びフローを適宜挿入し、分かりやすく記載すること。

・企画(技術)提案書の作成は、A4判、横書き、両面、文字サイズは11ポイント以上(図、表、画像を除く)と設定し整理すること。

また、ページ下中央にページ数を付すこと。なお、A4サイズに収まらない場合は、A3サイズまで可能とし、横折込とすること。

③ 見積書(様式6)

- ・本業務の企画(技術)提案見積価格を提出すること。
- ・予算限度額を超えていないこと。
- ・作業内容ごとの内訳がわかる見積内訳書(任意様式)を添付すること。
- ・参考見積書は、積算の際の参考に用いると共に、要求水準書で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。

(2) 提出場所…〒300-0504

茨城県稲敷市江戸崎甲 4615 番地

稲敷市土木管理部水道課 契約担当者

(3) 提出期間…令和6年2月1日(木)～令和6年2月14日(水)16時00分まで

(4) 提出方法…持参若しくは郵送(配達証明付書留郵便に限り、提出期限日までに必着)による。

(5) 提出部数

提出書類を製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。

- ① 正本 1部(代表者印を押印したもの)
- ② 副本 7部
- ③ CD-R 1枚(PDF形式で保存したもの)

10. プレゼンテーションについて

(1) 日時

令和6年2月21日(水)に実施予定とし、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請(開始時間等の日程を通知)については、後日電子メールにて通知する。

(2) 場所

稲敷市役所 本庁舎 3F 322 会議室(稲敷市犬塚 1570 番地 1)

(3) 所要時間

- | | |
|-----------------|--------|
| ・ 準備 | 10 分 |
| ・ 企画提案プレゼンテーション | 30 分以内 |
| ・ 質疑応答 | 15 分程度 |

(4) 内容

企画(技術)提案書の説明

(5) 参加人数

企画技術提案書の内容を熟知している者で当該業務に従事したことがあるもの5名以内とする。

(6) 使用機器

プレゼンテーションの実施方法は自由形式とするが、パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は、参加者が持参し用意すること。なお、電源は発注者が用意する。

(7) 録音・録画

市は、特記仕様書作成等、プレゼンテーション内容を後日確認するために録画又は録音することができる。

11. 特定/非特定通知

令和6年3月1日(金) 特定/非特定通知書について電子メールにて個別に通知する。

12. 特定/非特定通知に関する説明要求及び回答

説明要求期限 通知が発送された日から起算して6日以内(閉庁日を除く。)

回答期限 受理した日から起算して6日以内(閉庁日を除く。)

13. 契約の手続について

特定通知書を受けた者(特定者)は、通知受領後速やかに担当部署に連絡すること。

- (1) 特記仕様書の作成のため、委託者と調整すること(原則として契約時の仕様に反映する。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。
- (2) 委託者の指示に従い随意契約の手続きを進めること。
- (3) 特定者との契約に至らない特別な場合は、次点と随意契約できることとする。

14. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加要件等を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類等の記載内容が、指定された内容を大きく逸脱している場合
- (4) 提出書類等に虚偽記載等の不正な行為があった場合
- (5) 見積金額が予算限度額を超えている場合
- (6) 審査の公平性を害する行為や公募手続きを通じて著しく信義に反する行為がある場合
- (7) 参加者が契約手続きをすることが困難と認められる状態に至った場合

15. その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画(技術)提案書の作成、提出等に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 企画(技術)提案書に虚偽の記載をした場合には、企画(技術)提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 契約保証金：免除
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 企画(技術)提案書の取扱い
 - ① 提出された企画(技術)提案書に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。ただし委託者の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された企画(技術)提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開することがある。非公開を求める場合はその旨を企画(技術)提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。
 - ③ 上記②において、企画(技術)提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面(書式自由、ただしA4判とする。)にその旨を記載し、提出すること。
 - ④ 提出された企画(技術)提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記②の場合において、複製を作成することがある。なお、この場合においても市の文書保存期間の終了後に企画(技術)提案書及び複製は廃棄する。
 - ⑤ 提出された企画(技術)提案書及びその複製は、企画(技術)提案書の特定及び上記②以外に提出者に無断で使用しないものとする。
 - ⑥ 企画(技術)提案書の作成のために委託者より受領した資料は、委託者の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (8) 風水害その他災害が発生した場合、日程を変更する場合がある。

16. 担当部署（問合せ先・提出先）

〒300-0504

茨城県稲敷市江戸崎甲 4615 番地

稲敷市土木管理部水道課 契約担当者

TEL 029-892-4255

FAX 029-892-3358

E-mail : propo-inasui@city.inashiki.ibaraki.jp